省　令

○総務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第二十条の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

総務大臣　松本　剛明

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出事項） **第十二条**　行政書士が、第一号又は第二号に該当する場合にはその者、第三号に該当する場合にはその者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者は、遅滞なく、その旨を、当該行政書士の事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。 一　法第二条の二第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。 ［二・三　略］	（届出事項） **第十二条**　［同上］ 一　法第二条の二第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。